

### 第1条 (技術コンサルティングの内容)

1. 技術コンサルティング（以下「本業務」という。）は、企業等委託者の有する技術に関し、医療現場でのニーズや応用可能性、開発の方向性等について、株式会社はままつ共創リエゾン奏（以下「奏」という。）の専門スタッフ（プロデューサ・コーディネータ等）が調査・検討のうえ、委託者に対して助言または提案を行う業務をいう。
2. 本業務に基づく助言は、委託者の製品開発や事業化のための参考情報の提供を目的とする。

### 第2条 (技術コンサルティング料)

1. 委託者は、奏が定める金額および支払条件に従い、技術コンサルティング料を支払うものとする。なお、支払手数料は、委託者の負担とする。
2. 奏は、委託者から納付された技術コンサルティング料を原則、委託者に返還しない。

### 第3条 (秘密保持)

1. 奏および委託者は、本業務に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩してはならず、本業務の目的以外に使用してはならない。ただし、法令により開示が求められる場合はこの限りでない。

### 第4条 (知的財産権の取扱い)

1. 本業務により知的財産権が生じた場合は、その帰属、取扱い等について、別途協議して決定するものとする。

### 第5条 (免責)

1. 奏は、本業務において提供する情報や助言または提案の正確性・有効性について万全を期すが、本業務に基づいて委託者がその成果の実現、有効性、または行った行為の結果について、一切の責任を負わない。
2. 本業務は、診断・治療行為に関する指導、承認取得等を目的とするものではない。

### 第6条 (名称等の使用の禁止)

1. 委託者は、奏の社名・ロゴ・役職員名等を、奏の書面による事前承諾なく広告・宣伝・営業活動、第三者への説明等に使用してはならない。

### 第7条 (解約)

1. 奏または委託者は、相手方が本約款の条項に違反した場合、催告のうえ契約を解除できる。
2. 委託者は、書面により通知することで、理由の如何を問わず本契約を中途解約できる。ただし、既に提供された業務分に関する報酬の支払い義務は免れない。

### 第8条 (関連法規制遵守)

1. 奏および委託者は、本契約により開示者から引渡しを受けた貨物および提供された技術の取扱いに関し、「外国為替及び外国貿易法」等の日本国および適用される諸外国の安全保障貿易管理関連法令およびそれらの法令に関連する通達等を遵守する。また、国内外で適用される、贈収賄の禁止、私的独占の禁止、公正な取引の確保、不正な競争の防止、暴力団排除およびその他本契約に関連する法規制・条例などを遵守する。

#### **第9条（有効期間）**

1. 本契約の有効期間は、本業務期間とする。
2. 第3条の規定は本約款の有効期間満了後3年間有効とし、第4条、第5条および第6条の規定は有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

#### **第10条（協議）**

1. 本約款に定めのない事項または疑義が生じた場合、奏と委託者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。